

1 提出期限

令和8年10月9日(金) 申出書等必着

(退職日が決まり次第、退職日前でも提出可)

注:掛金納付期限に間に合わなくなる可能性がありますので、10月9日(金)までに当組合へ申出書が到着するよう、あらかじめ日数に余裕を持って、お早めにお手続きください。なお、10月14日(水)までに振込通知が到着しない場合は、当組合に10月16日(金)午前中までにご連絡ください。

2 提出書類

①「任意継続組合員資格取得申出書」

② 資格確認書・高齢受給者証・限度額適用認定証等(いずれも未返却の方のみ)

※退職日前に申出書を提出される場合は、退職日後に返却してください。

3 申出方法

「任意継続組合員資格取得申出書」等を当組合へ郵送してください。

(退職日前は通送でも可)

【提出先】

大阪市職員共済組合 保健医療係

住所 〒530—8201

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所本庁舎4階

※資格確認書等の即日交付はできませんので、受付は郵送又は通送のみです。

4 「任意継続掛金」の納付

当組合にて郵送で受付した書類等の確認後、関係書類をご自宅あてに発送します(退職日前に申出書等を提出した場合でも10月1日(木)から発送します。)ので、関係書類に記載している金融機関※の口座番号に振込してください。

※令和8年度は「みずほ銀行」

※振込手数料は振込人においてご負担をお願いします。

【納付期限】 令和8年10月19日(月)

10月19日(月)までに掛金を納付されなかった場合は、任意継続組合員の資格を取得することができませんので、ご注意ください。